

令和5年度「基地対策に関する要望書」で求めた重点要望に対する
各府省からの説明（回答）

外務省

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

在日米軍の再編を進めることは、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減する観点から重要と考えております。また、施設・区域の返還については、日米地位協定第2条に基づき検討することとされており、これまでも、政府は、個々の施設・区域について、地方公共団体からの返還や使用の在り方等に関する要望を勘案しつつ、随時、米側と協議し、返還を含め実現してきました。

政府としては、今後とも、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえた適切な対応を行っていく考えです。

2 日米地位協定の改定

①基地使用の可視化

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実ですが、米軍や米軍人等が我が国に駐留し活動するに当たっては、日米地位協定第16条に従い、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払う義務を負います。今後とも、政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供していくよう努めてまいります。

②環境条項の新設

米軍の運用に当たって、環境の保全がしっかりとされることは極めて重要であると認識しており、累次、米側と協議を行っています。また、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされています。平成27年9月には、米国との間で、日米地位協定の環境補足協定を締結しました。同協定では、米軍施設・区域において、日米両国又は国際的な環境基準のうち、最も保護的なものを一般に採用する旨、米側と確認しています。

環境補足協定に基づく、環境に影響を及ぼす事故、すなわち漏出が現に発生した場合の立入申請手続は、米側からの通報を受けて、申請を行うこととなっています。

実際に、令和2年4月に普天間飛行場において泡消火剤の漏出事故が発生した際、また令和3年6月に米陸軍貯油施設、令和4年10月には米海軍厚木飛行場、令和4年12月には横須賀海軍施設において、PFOS等を含む水の漏出事故が発生した際には、政府として、地元自治体とも協力し、環境補足協定第4条に基づく立入を実施しました。

政府としては、地元の方々に関心に応えられるよう、環境補足協定等を適切に運用しつつ、米軍施設・区域内外での環境対策が実効的なものとなるべく、努力を続けてまいります。

③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

航空機の騒音は、周辺住民の方々にとって深刻な問題であると認識しています。これまで、

1963年に厚木飛行場、1964年に横田飛行場、1996年に嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機の騒音を規制する航空機騒音規制措置について、日米合同委員会で合意しています。政府としては、こうした騒音規制措置を遵守し、航空機の運用による騒音の影響を最小限に留めるよう申入れを行ってきています。

米軍への申入れや関係自治体への情報共有等、引き続き関係自治体の御理解を十分得られるよう、防衛省とも協力して引き続き努力してまいります。

④国内法適用の拡充

一般に、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務について、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられます。

その上で、当該外国軍隊及びその構成員等が、受入国の法令を尊重しなくてはならないことは当然です。

新興感染症への対応について、日米間では、1996年の日米合同委員会合意に基づき、検疫について日米間の役割分担を定めるとともに、2013年の日米合同委員会合意に基づき、米軍施設・区域の医療機関と地元の保健所との間で、必要な情報共有を行うことになっています。

加えて、令和4年1月には、日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設置しました。今後とも、感染症対策については、関係省庁と連携しつつ、検疫・保健分科委員会の枠組みも活用しながら、引き続き日米で連携し、適切に対応してまいります。

⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍や米軍人等が我が国に駐留し活動するに当たっては、日米地位協定第16条に従い、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払う義務を負います。

米軍が訓練を通じて各種技能の維持・向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安保体制の目標達成のために極めて重要です。他方、米軍機は全く自由に飛行を行ってよいわけではなく、日米地位協定に基づき、航空法等の我が国の国内法を尊重する義務を負っています。また、訓練に当たり、公共の安全に妥当な考慮を払い、安全性が最大限確保されるべきことは言うまでもありません。

政府としては、施設・区域における作業や飛行訓練を含め、米軍の運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限に留めるよう、これまでも米側に申し入れており、引き続き、様々な機会を通じて、しっかりと申し入れていきます。

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないことです。米軍人等による事件・事故への対応については、平素から日米間のあらゆるレベルで様々な機会を通じて米側とやり取りしており、ハイレベルの機会を含め、米軍人等による事件・事故防止の徹底について申し入れています。

米側に対しては、米軍人等の教育や綱紀粛正について、更なる努力を求めていくとともに、地元の皆様に不安を与えることがないように、日米間で協力して事件・事故の防止に全力で取り

組んでいきます。

⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設

日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が米国政府と協議することを基本とすべきものです。一方で、米軍の安定的な駐留のためには地元の皆様の理解と協力は不可欠です。政府として地元の皆様の意向や要望を踏まえて米側とやり取りをしていきます。

また、渉外知事会からの要望を受け、平成 20 年 12 月に渉外知事会、在京米国大使館、在日米軍司令部及び防衛省の協力の下、「連絡会議」が開催されました。

今後の開催について、累次にわたり、渉外知事会から御要望いただいているところであり、どのような形での協議が必要であるかも含め、検討してまいります。

日米地位協定の改定について、様々な御意見があるということは承知しております。日本政府としては、日米地位協定というものは合意議事録を含んだ大きな法的枠組みであり、地位協定について、これまで手当すべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて、一つ一つの具体的な問題に対応してきています。引き続きそのような取組を積み上げて、対応していく考えです。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

米軍施設・区域の所在に伴う周辺住民の方々の負担を軽減することは重要であると認識しています。御要望の内容は、当省において所掌するものではございませんが、関係省庁とも相談しつつ、適切に対処していきます。

防衛省

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

防衛省としては、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要であるとの考えの下、米軍施設及び区域の整理・統合・縮小に努力しているところです。

今後とも、米軍再編事業等を着実に進めるとともに、地元の御要望や米軍の運用上の必要性等を踏まえながら、引き続き、地元の基地負担軽減に取り組んでまいります。

2 地位協定の改定

①基地使用の可視化

施設及び区域の在日米軍への提供又は共同使用等に当たっては、日米合同委員会合意及び閣議決定を経ているところです。

政府としては、一連の手續において、日米合同委員会合意後、その概要（所在地、使用目的、対象面積等）を公表するとともに、閣議決定後には官報告示を行っており、米側は当該合意の範囲内において使用しているものです。

また、自治体の皆様が施設及び区域への立入りを希望される場合には、関連の日米合同委員会合意に基づき、米側との調整の上で実施してきています。

日米合同委員会合意の公表については、平成8年のSACO最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。」とされていること等も踏まえ、従来から米側との協議の上で、その全文又は概要を可能な限り公表するよう努めてきています。今後とも、政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供していくよう努めてまいります。

②環境条項の新設(防衛省所管は2段落目「加えて、環境に影響を及ぼす～」)

環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合においては、これまでも、環境補足協定に基づき、関係自治体とともに、米軍施設への立入り、サンプリング調査を実施し、その結果について、地元の皆様に情報提供するなどの対応をしてきたところです。

また、在日米軍は、施設及び区域内の環境管理に当たり、日米両国または国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般的に採用するJEGS（日本環境管理基準）を策定し、周辺の環境保護と米軍関係者や周辺住民の安全確保のため、この基準に基づいて適切な環境管理に努めているものと承知しております。

防衛省としては、在日米軍の環境の管理が万全なものとなるよう、引き続き、関係省庁、関係自治体及び米側と緊密に連携の上、しっかりと取り組んでまいります。

③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場における航空機の飛行等は、米軍の運用上必要不可欠なものです。他方、航空機による騒音は、周辺住民の方々にとり深刻な問題であり、飛行場周辺の騒音軽減は重要な課題の一つと認識しています。

このような認識の下、日米両政府は、厚木、横田、嘉手納及び普天間の4飛行場について、日米合同委員会で航空機騒音規制措置を合意し、騒音の低減等に努めてきています。

また、政府としては、これまでも累次の機会に、米側に対し、騒音規制措置の遵守や、土日・祝日を始め、年末年始、入学試験等の地元の重要な行事に配慮するよう申入れを行っております。

さらに、住宅防音工事などを始めとする各種施策を通じて、周辺住民の方々の御負担を可能な限り軽減するよう取り組んでいます。

政府としては、引き続きこれらの措置を総合的に実施することで、周辺住民の方々の負担軽減が図られるよう、全力を尽くしてまいります。

⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

日米地位協定第3条第3項においては、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない」とされ、また同協定第16条においては、在日米軍による我が国法令の尊重義務が規定されており、在日米軍は、このような義務に従っているものと認識しています。

また、米軍の飛行訓練については、日米安全保障条約の目的達成のために極めて重要なものですが、他方で、米軍は、全く自由に訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきことは言うまでもありません。

防衛省としては、引き続き、米側に対し、安全面に最大限配慮し、周辺地域の方々に与える

影響を最小限にとどめるよう求めてまいります。

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍人等による事件・事故については、地域の方々に不安を与える、あってはならないものと考えており、防衛省としては、累次の機会に、米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図るよう働きかけているところです。

また、米軍人等による事件・事故の防止には、米側の努力が重要であり、在日米軍においても、例えば、勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を示すなど、事件・事故の防止に取り組んでいると承知しています。

また、万が一、被害に遭われた方々への補償については、日米地位協定第 18 条の規定等に基づき、適切に対応してまいります。

防衛省としては、引き続き、米側に対し、隊員の教育や綱紀粛正、再発防止の徹底について更なる努力を求めるとともに、速やかな情報提供を求めてまいります。

⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設

日米地位協定第 25 条により設置されている日米合同委員会を含め、日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が責任を持って米国政府と協議しています。

その上で、在日米軍の円滑な駐留、あるいは日米同盟の維持・強化のためには、関係自治体の御理解と御協力が不可欠です。

このため、政府としては、日米間の協議に際し、関係自治体の負担軽減を図りながら、日米安保体制の円滑な運用を確保していくことが極めて重要であるとの考えに立って、米側との議論を行うべきであるものと認識しています。

防衛省としては、引き続き、関係自治体の御意見も踏まえつつ、可能な限り、その御要望に応えられるよう、米側と協議していく考えです。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

①基地交付金等の増額等

総務省が所管する基地交付金及び調整交付金については、地元の関係自治体の重要な財源の一つであると認識しており、今回頂いた御要望は、防衛省からも総務省に申し伝えたいと考えています。

防衛省としては、地元要望を踏まえ、基地周辺対策経費の所要額の確保に向け、引き続き努力してまいります。

②地域振興策の新設・拡充

防衛省としては、周辺対策の実施に当たっては、これまでも地元の御要望に沿えるよう、施策の拡充に努めてきたところであり、御要望については、基地との関連性を考慮した慎重な対応が必要となりますが、地元の御意見等も伺いながら、どのような方策が可能なのか検討してまいります。

③基地跡地の返還に係る支援

国有財産の処分については、財務省において、地元自治体の具体的な跡地利用計画を踏まえ、必要な対応が執られると承知しています。防衛省としては、跡地利用に係る地元自治体の御要望を関係省庁にお伝えするなど、可能な限り協力してまいります。

④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

在日米軍従業員の労務管理については、今後とも在日米軍と緊密に連携し、万全を期してまいります。

また、離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法等に基づき、関係省庁と協力して各種援護措置を講じてまいります。

環境省

2 日米地位協定の改定

②環境条項の新設

環境条項について、2015年には環境補足協定が締結されました。御要望いただいたような通報の話など、合意文書の中で様々な条件等がありますが、事案に合わせて最善を尽くし、環境省としては外務省、防衛省、また自治体とも協力して取り組んでまいります。

④国内法適用の拡充

日米地位協定第16条においては日本法令の尊重義務に係る規定がありますが、環境法令について、実際は各都道府県や政令市の方々が、法の執行をしていただくことになります。法の執行という部分では、相手方が「尊重」する、ということですので、環境法令が適用されて、執行する際には、日米間の協議が必要になります。

その中で、先に申し上げましたように、環境補足協定や、協議の枠組みがあります。その中で、個別の課題について、しっかりと取り組んでおり、事案ごとに、1つ1つ、地元住民の方々の不安を払拭するため引き続き取り組んでまいります。

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

環境関係、例えばPFASを含む泡消火剤の漏出、遡れば燃料漏れ等、環境に影響が出るような事故について、事故があれば速やかに日本側へ連絡いただくこと、被害の拡大防止、再発防止の徹底といったことが迅速に対応できるように取り組んでまいります。

内閣府

2 日米地位協定の改定

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

原子力艦の原子力災害が発生した場合は、防災基本計画及び「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ。以下「マニュアル」という。）」に基づき、対応が定められているところ。

なお、「マニュアル」については、原子力の有識者を交えた作業委員会の検証等を経て、

平成 28 年 7 月 15 日中央防災会議主事会議申合せで改訂している。

また、令和 3 年 5 月の災害対策基本法一部改正に伴い、原子力艦の原子力災害対策の実施体制の強化等のため再度改訂している。

今後とも引き続き、内閣府として必要な協力を行っていくとともに、「マニュアル」の実効性確保のため、防災訓練などを通じて、自治体と連携しながら取り組んでいきたい。

総務省

3 国による財政的措置等の新設・拡充

① 基地交付金等の増額等

今回、様々なご要望を頂いているが、総務省としては、それらのご要望にお応えするためには、まずは予算総額の確保が重要と考えています。

令和 5 年度予算においては、皆様からのお力添えもあり、対前年度比同額の 299.4 億円を確保しているところです。

令和 6 年度予算においては、今後、財政当局との厳しい調整が予想されるが、総務省としては、基地が所在する市町村の実情等を十分踏まえ、所要額確保にむけて努めてまいります。

厚生労働省

3 国による財政的措置等の新設・拡充

④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

駐留軍関係離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき関係省庁が諸施策を講じているところであるが、厚生労働省としては、当該離職者に対して就職促進手当等の職業転換給付金を支給しながら、積極的な職業指導、職業紹介及び職業訓練を実施するとともに、これらの者を雇用する事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するなどの援護措置を講じ、再就職の促進を図っている。

また、離職者の再就職に関する希望の早期把握、必要に応じたセミナー、キャリアコンサルティングの実施といった、きめ細かい職業相談・職業紹介、職業訓練等の充実強化などの施策も積極的に講じている。

駐留軍関係離職者等臨時措置法については、令和 10 年までの期限延長の法改正を行ったところであり、今後とも、離職者が生じた場合には、関係省庁と連携しながら当該離職者の早期就職の促進に万全を期してまいりたい。

国土交通省

2 日米地位協定の改定

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

④ 国内法適用の拡充

米軍機の飛行等による騒音への対策や安全運航等については、外務省や防衛省から米国側に対し、安全運航の確保や地元住民への配慮の観点から申入れが行われているものと承知しているところです。

環境省（原子力規制庁）

2 日米地位協定の改定

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

原子力規制庁では、原子力艦寄港地において、関係自治体等の協力を得てモニタリングポスト等による放射能調査を引き続き実施している。また、平時にモニタリングポストによる24時間体制での放射線監視も併せて実施している。

なお、原子力艦の原子力災害時等には、直ちに関係自治体等に連絡する体制が構築されている。